

福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和8年4月24日（金）午後1時30分～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館4階 第1会議室
- 3 出席者
委 員：此下美千雄、安達辰典、田辺喜代春、天谷菜海、橋本恵美、田原大輔、
三浦 麻
事務局：石本書記長、鉾碕書記長補佐、牧野書記長補佐、瀬戸書記、中嶋書記、
前川書記、清水書記
- 4 欠席者
委 員：中川邦宏、坂口奈美、茅田照代
- 5 農林水産部副部長あいさつ（略）
- 6 議事録署名委員：田原大輔、三浦 麻
- 7 議 事
(1) 諮問事項
ア 第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について
大野市漁業協同組合、足羽川漁業協同組合、日野川漁業協同組合、
河野川漁業協同組合、耳河川漁業協同組合
イ 福井県漁業調整規則の一部改正について
(2) その他

・議事録署名委員指名

此下会長：それでは、議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。福井県内水面
漁場管理委員会運営規程第12条の規定によりまして、会長および会長の指名する
出席委員のうち2名が署名することとなっております。

本日の署名委員は、田原委員とそれから三浦委員、よろしくお願いいたします。

(1) 諮問事項

ア 第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について

此下会長：それでは、議事のほうに入ります。

まずは諮問事項であります第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可につきまして、県内の5つの漁協から県に申請書が提出されております。それぞれ事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、御説明させていただきます。

次第にありますとおり、今回は大野市漁業協同組合をはじめ合計5つの漁業協同組合から第五種共同漁業権の変更認可申請がございました。資料は、クリップ留めしております、右上に「資料1」と書いてあるものでございます。

座って御説明させていただきます。

はじめに、「資料No.1」と右上にある諮問文を読み上げさせていただきます。

水第316号、令和8年4月23日、福井県内水面漁場管理委員会会長此下美千雄様、福井県知事石田嵩人。第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）。

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について、別添のとおり認可申請がありましたので、当該認可の適否について貴委員会の意見を伺いたく、漁業法第170条第4項の規定により諮問します。

遊漁規則の内容審議事項。

(1) 遊漁を不当に制限するものではないかどうか。

(2) 遊漁の額が当該漁業権に関する水産動植物の増殖および漁場の管理に要する費用に対して妥当なものであるかどうか。

でございます。

別添資料2として、2枚目以降にホチキス留めで5つの漁協からの変更認可申請書も配付しておりますが、個別の御紹介については割愛させていただきます。

続いて、遊漁規則の制定の手続の流れについて御説明させていただきます。

資料は4つ目になりまして、「参考資料」と右上に書いてあるものでございます。遊漁規則制定の流れということで、資料1の4枚目です。

こちらが遊漁規則制定の手続の流れとなっております。表の形式になっているんですけども、漁協、県、内水面漁場管理委員会でのそれぞれの手続と、その手続の根拠法令を記載しているものになってございます。

第五種共同漁業権の遊漁規則には、漁業協同組合の組合員以外の採捕に関する

制限が記載されています。

資料 1 の諮問文、先ほど読み上げたものですが、これが本委員会に届くまでに、今回ですと、漁業協同組合のところで総会における決議が行われており、県に対して遊漁規則の一部変更に係る認可申請書が届いて、県では既に受理をしているところでございます。

そこで、漁業法第170条第4項に基づき、本委員会へ意見を聞く諮問文が提出されているといったところです。

委員会では、この委員会なんですけれども、改正後の遊漁規則の内容が遊漁を不当に制限するものではないか、遊漁料の額が妥当なものであるかを審議していただいて、県に答申を行うものとなっております。

その後、県では、その答申を受理しまして、問題ないという答申でございましたら規則を認可、公示を行います。そして認可後、規則を運用できるというような流れになります。

ここまですが前置きでございまして、この後、5漁協の変更内容を説明させていただきます。御審議は最後にまとめてお願いしたいと思っております。

資料 1 枚戻るんですけれども、横長の「1－2」と書いてあるものになります。よろしいでしょうか。

こちらの資料 1－2 については、今回審議いただく 5 つの漁協の遊漁規則の変更の概要をまとめているものになっております。免許番号別に遊漁規則のどの項目のどの部分を変えるのかを載せております。

一番上から御紹介させていただきます。

大野市漁協では、あゆ・竿釣りの年券および現場徴収金の値上げ、いわゆる友釣り専用区となるんですけれども、あゆの網漁の禁止区域の拡充でございます。

足羽川漁協では、鮎ルアー釣りの規定を新しく設けます。

日野川漁協では、鮎ルアー釣りの可能区域の拡充、空かけ釣り、網漁の禁止区域の縮小、あゆ・竿釣り年券と現場徴収金の値上げです。あとは、あゆの竿釣り・75歳以上を半額にするもの、そして遊漁承認証取扱店の変更となります。

河野川漁協では、あゆ・竿釣り年券の値上げと、やまめ・竿釣りの年券の新設。耳河川漁協では、鮎ルアー釣りの禁止。

以上になります。

なお、河野川漁協を除く 4 漁協からは、遊漁と同様の規制を漁業者である組合員にも課すために漁業権行使規則の変更認可申請書が県に提出されており、問題がなければ遊漁規則と同日の認可を行う予定となっております。

続いて、漁協別の御説明に入らせていただきます。

資料 1－3 になります。

資料 1－3 は大野市漁協となっております。ホチキス留めをしております、

1 枚目に変更理由、2 枚目以降、遊漁規則の新旧対照表を添付しております。大野市漁協の4 枚目の横長のA 3 資料が今回値上げを行う遊漁料の算定資料となっております。

1－3、最初に変更理由のほうから御説明させていただきます。

大野市漁協では、近年、あゆの天然遡上がほとんど見られておらず、放流への依存度が高まっている一方で、種苗代や燃料費、人件費が高騰しているということです。豊かな漁場環境と安定した財源を確保するために、今回、あゆの年券および現場徴収金の値上げを行うものとなります。

また、大野市漁協では、あゆの友釣り遊漁者が最も多いことから、遊漁者がアクセスしやすい区域において、あゆの網漁の禁止区域を拡充し、いわゆる友釣りの専用区を導入します。これにより、遊漁者間の混雑解消と安全性を確保して、遊漁者の満足度向上と利用増加につなげたいというものです。

2 枚目以降の規則の改正の内容の書きぶりについて御紹介させていただきます。

大野市漁協では、既に友釣りの専用区というものが導入されておりまして、今回はそこに新たな区域を足すような形となります。期間も従来から設定している友釣りの専用区と変わらないものとなっております。行使規則もこの内容で同様に変更予定でございます。そのため、この区域でしか友釣りができないというような制限は遊漁者も漁協の組合員も同じ条件になりますので、遊漁を不当に制限する規則の変更には該当しないと判断しております。

あゆの年券について御説明させていただきます。資料、裏になります。

あゆの年券については、高校生以下を無料のままとしておりまして、女性および障害者の方は6,000円から7,500円に、そして、それ以外の方は12,000円から15,000円に値上げするものとなっております。

現場徴収金については、これまでは現場徴収金を1,000円としていたんですけれども、今回の改正で3,000円に値上げするものとなっております。

3 枚目に移ります。

また、遊漁承認証の裏面に記載されている注意事項の文言修正も行います。現在、引用されている規則名が旧名称である「福井県内水面漁業調整規則」のままとなっていたために、これを現在の正式名称である「福井県漁業調整規則」へと改めるものとなっております。

規則の書きぶりについては以上となります。

A 3 の資料に移りますが、資料1－3－2になります。

こちらは遊漁料の算定資料となっているんですけれども、金額の妥当性については厳密に、これは事務局のほうで算定を行っておりまして、いずれも不当に高い金額ではないということを事務局として確認しております。

右下のところが最後の計算結果のところになります。年券については最大

15,615円まで計算ですと値上げしても問題ないということになっているので、15,000円まで値上げするものとなっております。細かな計算については割愛させていただきます。

続いて、足羽川漁協の御説明に移らせていただきます。資料1－4になります。

足羽川漁協さんにつきましては、将来的な遊漁者の減少対策を主な目的としているものになります。あゆの友釣りは熟練者向けで、若年層には敷居が高く、遊漁者の高齢化が進んでいるという背景がございます。

そこで、近年、若年層や初心者に人気のあるあゆのルアー釣りについて、区域を限定して解禁するものとなっております。あわせて、鮎ルアー専用の遊漁料を新たに設定することで新たな遊漁者層の獲得と漁協の安定運営を目指すものとなっております。

2枚目以降の規則への書き方について御説明させていただきます。資料は2枚目に続きます。

規則への書き方ですが、漁具漁法の制限に「竿釣り（友釣り）」と「竿釣り（鮎ルアー釣り）」といった項目を設けて、鮎ルアー釣りのところの規模欄に「鮎ルアーおよびリールを使用する。ルアー用仕掛けは、ルアー末端から長さ10cmまでとし、かけ針はイカリ（4本以内）・蝶針（2段以内）・チラシ（ヤナギ）針（3本以内）のみとする。ただし、組合が公表した区域に限る。」といったものでございます。

遊漁料の変更については3枚目、2枚目の裏へ移ります。

鮎ルアーで釣る方は遊漁料が安くなるんですけども、そのことを分かりやすく記載するための書きぶりの変更を行うものです。遊漁者が18歳未満のときと女性または身体障害者のときについても変更にはなりますが、内容は変わらず、書きぶりを変更するものとなっております。

新しく内容が変わる部分についてですけども、あゆのルアー釣りをする方は日券が500円、年券ですと7,000円安くなるといったものです。

3枚目に移ります。遊漁承認証の欄なんですけれども、こちらも文言修正を大野市漁協と同様に行うもので、旧名称の「福井県内水面漁業調整規則」から「福井県漁業調整規則」に改正します。

また、「増殖指示量」といった言葉があったんですけども、これを「目標増殖量」といった言葉に書き直すものになってございます。

足羽川漁協については以上となります。

続いて、資料1－5の日野川漁協に移ります。

それでは、説明させていただきます。

日野川漁協でも、電気代や餌代の高騰による経費の増加と遊漁料収入の減少が課題となっており、安定した種苗放流と管理体制を維持するために、あゆの年券

と現場徴収金の値上げを行うものとなっております。

また、利用者の減少の対策として3点の変更を行います。1つ目ですけれども、多様化する遊漁者のニーズに応えるためとしまして、あゆのルアー釣りの可能区域を拡充します。

2点目として、75歳以上を対象とした方に、あゆの年券について、半額で利用できるような制度を新設するものです。これによって、高齢になっても引き続き釣りを継続して楽しめることを狙いとしたものとなっております。

3点目については、禁止区域の縮小です。あゆの産卵場保護のために設定していたから空かけ釣りや網漁の禁止区域について、現在の河川環境の変化ではそういった産卵が見られなくなっていることから、漁業者の利便性向上のために制限を縮小するといったものとなっております。

あわせて、遊漁承認証の取扱店の変更も行います。

続いて、規則の書き方について御説明させていただきます。資料2枚目以降に移ります。

あゆのルアー釣りの可能区域についての記載です。新しい書きぶりについてですが、日野川の帆山橋から下流とするような書きぶりになります。このことなんですけれども、帆山橋は万代橋よりも上流側に橋があるので、内容的には鮎ルアーのできる区域が拡大することとなります。

続いて、その資料の裏に移ります。

遊漁料の額および納付方法の欄についてですけれども、年券の半額の対象に75歳以上の者を加えるといったものとなっております。さらに、現場徴収金については3,000円にするものとなっております。

遊漁承認証の取扱店の説明に移ります。こちらの変更がございまして、新しい記載のとおり変更するものとなっております。

日野川漁協さんについても、資料1-5-2のほうで遊漁料の算定も行っております。こちらについても事務局のほうで金額の妥当性は確認しておりまして、右下のところに最後の算定結果を記載しているところでございます。あゆの日券については最大5,491円まで上げられるという計算結果が出てございますし、年券については27,302円まで上げることができますが、これらをその範囲内の値上げ幅にとどめているものとなっております。

日野川漁協についての御説明は以上となります。

続いて、資料1-6の河野川漁協の御説明に移ります。

河野川漁協においても、これまで御説明した漁協さんと同様に、放流経費や河川環境の維持管理費の負担が増大しているということで、現行の遊漁料では事業の継続が困難であるという報告になっております。このことから、将来にわたって漁場の維持管理、そして資源保護を目的として、あゆの竿釣りの日券および年

券の値上げを行うとともに、新たに、やまめの年券を新設するものとなっております。

規則の書き方についての御説明に移ります。資料2枚目でございます。

遊漁料の額および納付方法について変更を行います。あゆ（竿釣り）の日券を1,100円から2,000円に、年券を3,500円から5,000円に値上げします。また、やまめ（竿釣り）の年券を4,000円として新しく設けるものとなっております。

資料1－6－2で算定根拠について御説明します。

大野市漁協、日野川漁協と同様に、こちらも事務局において金額の妥当性は確認しているところでございます。右下の四角についてですが、左側がやまめの計算結果、右側があゆの計算結果でございます。

あゆのほうから御説明します。今回、日券を2,000円と年券を5,000円にするところですが、最大、日券については4,997円、年券については14,992円まで上げられるところをこの値上げ幅にとどめるものとなっております。

やまめについては、年券が6,868円まで上げられるところを4,000円にとどめるといったものとなっております。

河野川漁協についての御説明は以上となります。

最後に、耳河川漁協の御説明に移ります。資料は1－7でございます。

それでは、御説明させていただきます。

足羽川漁協や日野川漁協では、鮎ルアー釣りを解禁、そして拡充するような動きがありましたが、耳河川漁協においては、友釣りを中心とした従来の遊漁環境を保全して遊漁者間のトラブルを未然に防止したいという観点から、あゆを対象としたルアー釣りの禁止を遊漁規則に明記するものとなっております。

また、規則の内容の整理としまして、第4条で禁止区域の期間を定めておるんですけれども、これは後ほど御説明させていただきますが、第3条の遊漁期間外であり重複しているような内容になってしまうため、削除するものとなります。

あわせて、遊漁承認証に記載された規則名の修正および誤字の訂正を行うものとなっております。

2枚目の書きぶりについて御説明させていただきます。

規則の書き方についてですけれども、遊漁に関する制限および遊漁期間の項目を訂正します。

あゆの項目についてですが、新たに「ルアーおよびリールは使用禁止」という文言を記載するものとなっております。

また、禁止期間の重複についての御説明ですけれども、第4条で定められている期限付の禁漁区域についてですが、あゆの遊漁期間は、第3条では「公表した解禁日から9月30日まで」とされており、やまめの遊漁期間についても「2月1日から9月30日まで」とされているところなんですけれども、この第4条につい

てはそもそも遊漁期間外になるために、こういった重複の意味合いをなくすことから削除するものとなります。

耳河川については以上になります。

これまで御説明した規則の内容を変更した場合の遊漁券の一覧について、資料1－8に記載しております。黄色で塗られた項目が、今回新たに変更を行う項目となっております。

事務局からの説明は以上となります。答申について御審議をお願いいたします。
此下会長：ありがとうございました。

ただいま事務局より5漁協の説明をしたと思いますが、御質問等ありますでしょうか。

橋本委員：全体的には値上げという形は、昨今、私も生活していて、スーパーなどに行って非常に高いなと思うので、当然だと思います。

1点確認したいんですけど、すごくいいことだと思うんですけど、75歳以上の方、半額、とてもシルバー割的な感じでいいと思うんですが、日野川さんが算定している内容で、75歳以上の方が1年間で日野川で釣りをする割合というか人数とか、ほぼいないのでしょうかね、それとも結構多いのでしょうかね。

なぜかといいますと、75歳以上の方が半額ということであれば、組合さんは組合さんなのであれなんですけど、収入がその分減る感じじゃないですか。もし今年からこれをやって75歳以上の方がわっと来た場合は、75歳以上の方のカウントをして、次年度の算定をするときにそれを勘案したような計算式は必要ではないかなと思うんですよね。私は企業に勤めているので、基本的には損益が非常に厳しい傾向があるんですけども、その際に、やはりどうしてもそれが抜けてしまうと後々何か逼迫してしまうということがあるかと思うので、もしかすると今回、その傾向を今後取られていったほうがいいのかないかなと思いましたので。

75歳以上の方が腰までつかって、かなりヘビーな友釣りをされるかどうかは分からないんですけども、ちょっとそれが気になったので。基本的に漁協さんの方も一応回さなくちゃいけないですよ、キャッシュフローというか金額を、お金を。だから、その点とかはちょっと考えておかれたほうがいいのかないかなと思います。ちょっと意見をさせていただいたんですが。

事務局：今の御意見ありがとうございます。

日野川漁協さんについては、確かに75歳以上の遊漁者の割合について、今後リサーチしてくださいというのは、今回認可を返すときにお願いしてみようかなとは思っています。

あわせて、日野川漁協さんは最近、シニアの釣り大会というのを始められて、年配の方にもあゆ釣りを楽しんでもらいたいという気持ちが非常にあります。今回、75歳以上の方の半額をすることで、より多く75歳以上の方に来ていただきたい

いという思いもありますので、その辺、逆に増えているのかというところも含めて調べていただこうかなと思っております。

橋本委員：ありがとうございます。

三浦委員：今のに関連して。

75歳と決めた理由というのを、すみません、ちょっと素朴な疑問が。シニアの方にお勧めしたいというお話だったんですが、シニアだと60歳以上とかいう、年齢的に65とかだと思うんですけど、75というふうに決めた理由があれば教えていただきたいんですけど。

此下会長：私の個人的な意見でいいですか。

たまにスキーをするんですけど、スキージャンプは50歳以上がシニアになるとか、種類によって年齢は70だったり75だったりすると思います。おとし、私も日野川のシニアの大会に出たんですけど、たくさんお見えになりました。

それと、どこでも一緒ですけど、少子・高齢化ということで、ちょっと場所を言うとおれですけど、流れ的にはそんなきつくないところですよ、日野川は。だからシニアの方も安全で安心して釣れると思います。

我々のところの九頭竜川は結構荒れますので、そういうところはやっぱり年齢的にはつらいかなと。

福井県とかは結構、75歳でも大いに釣りができる場所がありますので、私は、すごいなと。ただ、今言うように、人数のことと、お金の計算のことと、来年ちょっと聞いてみたいなというところはあります。

橋本委員：なるべくどちらもウィン・ウィンで行けるような形にしていいただければいいなと。

此下会長：そんなところでよろしいでしょうか。

橋本委員：ありがとうございます。

此下会長：そのほか何か。

田原委員：2つあるんですけど、まず1つ目は、大野市漁協と日野川漁協の、さっきの経済的に電気代とか餌が高騰しているというのは理由が分かるんですけど、ここに書かれている、例えば、大野市の「近年、鮎の天然遡上がほとんど見られなくなった。日野川のほうでは「河川環境の変化により産卵が見られなくなっている」という、これはどこかで漁協で独自で調査をしたとか、何かそういった根拠というか、そういったあれがあるんですかね。そこがもしあれば。

此下会長：大野のことはちょっとお話しできますけれども、遡上調査なり、それから依頼調査ですね。内水面さんのほうで調べていただいて、これは天然遡上であるのか放流魚であるのか調べているんです。当然パーセントでも出ております。1ないし2%は遡上しています。海から。

田原委員：そうすると、あそこの大きい堰、何でしたっけ。鳴鹿を越えたもう一つ。

此下会長：鳴鹿を越えてから勝山があつて下荒井。

田原委員：あその上に1%か2%。

此下会長：そういうことですね。

田原委員：そういうことなんですね。

此下会長：すみません、このデータはちょっと古いんですけど、四、五年前のデータなんですけど、ほとんどないということで、我々は琵琶湖とか、それから県産を放流しています。だから天然遡上というのは、大野の場合はちょっと距離があり過ぎるかなと。

日野川さんについては、ちょっと私よく分からないので。

事務局：日野川漁協さんについては、空かけ釣りや網漁の禁止対象から外した区域、結構鯖江のほうでして、かなり下流側になります。具体的な調査はしてないんですが、日野川漁協さんのメインの産卵場というのはちょうど鯖江と越前市の間ですね。ここは秋の時分に調整規則のほうで禁止区域になっておりまして、そこが八幡歩道橋からJRが通る日野川の橋まで、ここはそのまま禁止区域としておりますので、ここさえしっかり守られていれば大丈夫だろうという漁協さんの判断かと思われます。

田原委員：分かりました。

もう1点なんですけど、河野川のほうで新しく、やまめの新設をするということは、今まで入ってなかったんで、そこで増殖義務が入ってきて、新たに放流することになっていくということですか。漁業権対象種には今回これでなっていくということですか。

此下会長：日券しかなかったから。

田原委員：日券はあつて年券を新設したと。分かりました。ありがとうございます。

安達委員：全体の一覧表を見ていて、言葉的にちょっと混乱しているんだけど、空かけ釣りというところがしとルアーと、どう違うのか。ここでいう大野市の友釣り、空かけ釣りというのは、これはルアー釣りのことを言っているんですか。大野さんはルアーできるところを拡大しようとしているということで、この場合は空かけ釣りはルアーだし、日野川も空かけ釣りというのがルアーのことで、日野川と九頭竜、大野さんは竿釣り1本の年券でルアーをしても友釣りをしても値段は一緒ということですよね。

どこやったかな、足羽川か、ルアーだけなら安くするとかいうようなところで、ルアー釣りとはわざわざ書いたのか、ちょっとこの辺が。要はうちも、嶺南のほうでも今後ルアー釣りを何とかしなきゃいかんということで理事でも話しているんだけど、県内で、じゃどこが今ルアーいいんだろうといったときに、僕の頭では竹田川だけだったのが大分増えたんだけど、一覧表にするとどこかへ消えてしまってよく分からないので、ルアー釣りができるようになった組合と、ルアーが

全体の川のどの部分なのかという。要は、友釣りの漁場はこれだけあって、ルアーはこれだけとか、ちょっと暇なときでいいけど、参考の資料を作ってもらえると、自分のところでも。

何が言いたいかといったら、うちの組合の場合でもルアー釣りをやろうじゃないかというんだけど、大体理事をやっている人は友釣り専業だから、友釣りのいいところは絶対あかんという、全然釣れない場所しか開けないので。それは以前、講習を受けたときにも、ルアーをやるのであれば釣れる場所を開放しない限り何の意味もないよというのを聞いたので、現状、福井県ではどうなのかなと思って。

結構、友釣りのほうも譲っているとか、友釣りとルアーは一緒にできる場所もつくっているのか、その辺の県内の状況を知りたいなと思って。各組合に聞きに行けばいいんだろうけど。

そうしないと、以前、内水面センターで講習を受けたときに、講習を受けた理事は、いいんじゃないかと。大分誤解していたみたいで、ルアー釣りというのはビュンと投げて巻くんだという意識があったんだけど、そうじゃなくて、ポチャンと入れてチョンチョンとやるだけなので、友釣りと同じぐらいの範囲だと、釣る範囲は。だから友釣りとも共存できますよとまで言っていたので、実際どうなのかなということ。今日のところは説明はいいです。また今後、議論できれば。

事務局：ありがとうございます。今後そういった分かりやすい情報、何か見えるような一覧も作りたいと思うんですけども、今回、足羽川がルアー釣りを導入するに当たって、どういった目的かを詳しく伺って、今回初めて試行期間もなく、いきなりこういった規則に入れるというところで、まずはトラブル防止、トラブルが起こることは一番避けなければいけないということを伺っています。なので、まずは友釣りをしている方が少ないエリアを限定してルアー釣りを認めるというお話を伺っています。

日野川についても、ルアー釣りが拡充するような改正になるんですけども、ここについても友釣りの方が比較的少ないエリアということで、まずはそういったところから段階的に導入していったって、遊漁者の方に好評であればまた違った対応を考えていく、遊漁者の反応を見て今後の対応を考えていくということも伺っております。

ありがとうございます。

此下会長：ちなみに、講習というのは三重県の方の講習のことでしょう。

安達委員：ええ。

此下会長：分かりました。

それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほかに。

天谷委員：すみません。今のところなんですけど、九頭竜川なんですけど、「やまめ（サクラマス）」で竿釣りになっているんですけど、ルアーとフライに限るということなんですよね。2月1日から5月31日までなので、ここを出てくると、支流のほうは違うと思うんですけど、何かすごく曖昧なので。何か竿釣りとなっちゃっているんで、ちょっと確認されたほうがいいと思います。

事務局：分かりました。ありがとうございます。直させていただきます。

天谷委員：確認してください。

事務局：実態にちゃんと合うような書き方にさせていただきます。

此下会長：そのほか。

田辺委員：よろしいですか。

あまり問題にされてないのかも分からないんですけど、これ全部、値上げの変更ですよね。その値上げの変更をするまでにどういう動きをされていたか。急に幾らになりましたと言うと、お客さんが逆に怒られるのかなと。だからその辺をどのぐらいの段階で値上げをするというのを考慮されているのか、その辺のところをちょっとはつきりしてほしいなど。

此下会長：システム上というんですか、総会を開いてから組合員さんの同意を得て、議案的に上がってくるわけなんです。私どもなんかは3月に総会をします。それで申請をして、これが今4月。5月に下りたとして、6月の解禁に間に合うようにという流れで行っております。去年は3か所かな、2か所、値上げがありました。九頭竜川と足羽と、もう一つあったかな。そんなので、そういうことの動きがあると次も倣えになっていくので、今回は4つ、5つ同じような、内情のこともありますので、そういうふうにして右に倣えみたいな感じで行っております。

田辺委員：これは組合員さん以外に、一般のお客さんも結構入っておられると思うんですけど、そのお客さんは値上げするというのを知っておられるんですか。

此下会長：なかなか、ホームページとかそういうところでお知らせするぐらいで。

田辺委員：事前に来年からは上げますよというような情報は飛ばしてないわけですよね。

此下会長：そうですね。各単協によって方法はいろいろあると思うんですけども、「何や、値上げしたんか」といきなり言う人もおります。

田辺委員：そうやね。それがあと思う。

逆に、うちの場合は湖沼なんですけど、日券が500円なんですよね。毎日湖を一回り。これは私の仕事なんですけど、一回りやっています。年券6,000円なので、ほんならちょっと考えるかなといって、結構日券のお客さんが多いんですけど、日券に関しては直接紙の券でやっているのがほとんどなんです。F I S H P A S S さんもありますけど、あまりまだ行き届いてない。特にヘラなんかは年配の方が多いので、なかなか言うておいてもできない。だからもし値上げするのであれば、どのぐらいの段階でお客さんに、毎日回っていますので、お客さんに、

来年値上げするかも分かんよというような情報を飛ばしておいたほうがいいのか、その辺はどうなのかなとちょっと気になったもんでね。

事務局：我々のほうからは、決まるまで、県のほうからはホームページとかではできないんですけれども、漁協さんの中で、ある程度理事会の中で来期は増やそうというような動きがあるのであれば、そこは漁協さんの中で、上げようと思うんだけどということで一般の方にお話しされるのはいいと思います。

田辺委員：それは構わないやね。

事務局：ただ、数字を言うのはまだ早いかなと思いますけど、上げようと思っているという動きをお話しするのは全然いいと思います。

田辺委員：そうですか。分かりました。うちもちょっと考えないかなと思って。

事務局：おっしゃるように、一般の人へのサービスというか丁寧な対応という意味では、前の年から、今年は500円でええけど来年はちょっと上げるかもねというようなことは、おっしゃっていただいてもいいのかなと思います。

田辺委員：ありがとうございます。

事務局：もうこの4月になって、6月から上げるぞでは、直前過ぎるのかなと思いますけど。

天谷委員：すみません。よその河川の金額って皆さん参考にされているんですかね。

田辺委員：それは当然。

天谷委員：していらっしゃる。そうなんですね。よそって県外の。

事務局：はい。多分、福井が高過ぎると県外へ行ってしまう。

天谷委員：そうそう。県外へ行ってしまうので。

安達委員：川の規模からいくと、嶺北と嶺南というと、嶺北は嶺北で統一していて、嶺南は嶺南でという感じなので、敦賀の河川も若狭とかあの辺と話をしていて、上げなきゃこれはかなり厳しいなという話はしています。けどなかなか準備が大変なので、1年かけてやらないといけないので、足並みをそろえるかどうかは分からないですけど、上げないとやっぱりきつい。

これは話が別ですけど、うちの組合の中では、もう年券をやめて日券だけにしようかという話もあるんですよ。そういうところもないわけじゃない。ただ、手間が大変なので、その辺はどうかなと思うんですけど。以前の話だけど、年券が8,000円で日券が3,000円だと、年券は買って10日間ぐらい来たらペイするわけやね。年券を買って40日、50日来られる人も何人もいると、組合としたら全く儲からない。だからそういう面では日券オンリーのほうが経営的にはいいのかなという気はするんだけど、手間が大変なのと、確認が一応全部、FISHPASSで全部やってくればやれるかもしれないけど、それだけ見て回って毎日チェックしていくというのも、とてもじゃないけどできないしということで、今のところそれはやめておこうとなっているんだけど、難しい話やね。

その割合でいくと、年券が30,000円ぐらいでもおかしくないんだけど、そうすると今度は誰も来ない。経営上では本当に年券と日券という設定もちょっと難しいなと思っている。だから日券を例えばコーヒー券じゃないけど10枚つづりみたいにしておいて売るとか、そういうのもあるかもしれないけど、その場合は1枚ずつ切っていかなあかんから、どっちにしても手間かかるなと思っています。

橋本委員：でも全体的に言えば、レジャーというジャンルで見ると、そこまでお金がかかるという、年券とかでも高いという感覚は私はないですけどね。いい例を挙げれば、冬だったらスキーとかそういうことを考えたら、動かすものが違うかもしれないですけど、1日かかるお金として考えたら、スキーなんかよりは全然お安いかなと思うんですけどね。ちょっと比較対象が違うかもしれないんですけど。

安達委員：スキー場のように入口管理ができていればいいんだけど、川の場合、入口管理をしようがなくて、勝手にあちこちから入ってこられちゃうので、うちの川はここからしか入れませんというゲートを造るとものすごく楽なんやけどね。ゲートの番人も1人でいいし。そういう実際の費用と考えると、ちょっと大変かなと思って、年券になるんだろうなと思っていますけど。

此下会長：スキーの話が出ましたが、志賀高原なんかどこのスキー場へ行ったら一緒やね、チップ持っていれば。あゆはそういうわけにいかんのですね。その川、その河川で、放す量も違う。当然お金が全然違うものが発生するので、その辺は難しいんです。

橋本委員：無理ですね。その点はそうですね。

三浦委員：すみません、ちょっと質問いいですか。

ちょっと分からないんであれなんですけど、お金の支払いのタイミングというか、どういうふうに管理されるんですか。例えば日券で買う場合に、管理事務所に行って、まず払って、その日の釣りをやる。年券の場合はどういう、最初はどいうふうにお金を払っていくのかという。

此下会長：釣り人がですか。

三浦委員：はい。タイミングがちょっと分からなくて。

此下会長：まず、無券の場合、持っていない人は、私らはコンビニエンスストアのほうに日券とか年券を置いておいて買っていただいております。あそこは24時間開いていますので。そのほか24時間やれるのは、先ほど名前が出ましたFISHPASSさん、そこで携帯で買っていただいております。それと、釣り具屋さんとか、いろんなところで買っていただいております。それに対しての手数料というんですか、それは後日支払うようにしています。だから、そこはそこで丸くは行っているんですけど。

事務局：資料の1－5ですけど、一番最後のほうに販売所の一覧表がありますが、こういったところへ日券、年券を預けて、釣り人はここで買う。なので、その売上げ

に応じて漁協が販売店に手数料を払うと。この販売店というのは釣り具屋さんとかコンビニになりますが、主におとり鮎を扱っているところなんかも入っています。おとり鮎を購入するときに日券あるいは年券を購入するという流れで、最近流行りは、さっきFISHPASSと言っていたのは、携帯電話でアプリ上で日券を買うこともできる。

川で釣りをしていると、先ほども私の仕事とおっしゃっていましたが、見回りの人がいて、日券ですと体の見えるところに半券をつけておいて、買っているなど。買ってないと、その場で何千円、追加料金で払うことになります。どこかの漁協でありましたけど500円だった現場徴収金を3,000円に引き上げた例もあります。ちょっとお高くなるので、みんな、じゃ最初から買っておこうかとなると思います。あんまり言いたくないですけど、払わずに、その場で見つからなきゃいいかなという人も少なからずいるかもしれません。

三浦委員：目印をつけて釣るということですね。

事務局：つけています。日券を買ったときは、半分をつけておいて。

三浦委員：日券であれば日券の目印で、年券でもまた別の。

事務局：年券だと顔写真入り、使い回しができないように顔写真入りでやっていますね。

三浦委員：ということは、見つからなければという話ですけど、管理の方に会わなければ、ずっと払わない方もいらっしゃるということもあるんですか。

橋本委員：性善説ですね。

此下会長：こちら側の取締り側としては、時間帯を変えとか、例えば上流から下流へ行くのを下流から上流へ上がったとか、日々みんな苦勞しているらしいですよ。でも最近はそんなに、見つからなかったらという人は少ないです。当然、組合として仕入れて放してやっているの、そこは分かっているみたいですね。トラブルはほとんどないです。大野の場合ですけど。ほかは知りませんけど。

橋本委員：釣りをする側の立場から言うと、魚を釣るほうに集中したいんですよ。来るかな来るかなみたいな感じだとちょっと。

三浦委員：そうですね。楽しくないですね。

橋本委員：私はフライ・フィッシングなので、毛針を投げて、いつ当たりがあるか分からないときに、ずっと見ているときに、来てる来てるみたいなのはつらいので、年券を払っているんですね。年券とか日券とか払っちゃいますし、もちろん釣りをさせてもらえるというのは、それを払うおかげだからという意識は浸透しているので、そんな方はいらっしゃらないと信じて。釣りに集中したいです。

三浦委員：ありがとうございます。分かりました。

此下会長：ほかに何かご質問等ありますでしょうか。

ないようですので、諮問のあった全ての漁業協同組合の遊漁規則の変更にしましては、許可することが適当であると県へ答申することに御異議ございません

でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

此下会長：ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、遊漁規則については、文言の軽微な修正が生じる可能性はありますが、改正内容に異議なしとして県へ答申したいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

イ 福井県漁業調整規則の一部改正について

此下会長：続きまして、2つ目の諮問事項の福井県漁業調整規則の一部改正につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、諮問事項イ、福井県漁業調整規則の一部改正について、事務局から御説明させていただきます。座って御説明させていただきます。

お手元の資料2となります。こちらにクリップ留めされているものでございます。

まず本題に入ります前に、これまでの経緯について簡単に、おさらいの意味も含めて御説明させていただきます。

令和6年度の2月18日開催の委員会において、全国一律の規則改正について御審議いただいた回があったと思うんですけども、その際に、今後の予定として事務局から御報告した事項があったと伺っております。具体的には、あまごややまめ、ます類などの採捕禁止期間等の見直しに関するものなんですけれども、これらについて、水産庁と事前協議に時間がかかっているので、当時の規則の改正からは切り離して、後日改めて委員会に諮るというふうに事務局から御説明させていただいているものとなります。そこで、本日は、国との事前協議が完了して変更認可申請の本申請を行うための正式な手続として当委員会で諮らせていただくものとなります。

資料に沿って御説明させていただきます。一番最初なんですが一番最後の資料、参考資料としてつけさせていただいているカラー版の資料になります。

調整規則改正の手続の流れについて御説明させていただきます。

調整規則を制定もしくは一部改正する場合については様々な手続を要するものとなっております。大まかにこの資料のような流れが必要となります。青色については既に終わっているもので、紫色については本日行う手続、赤色については今後行っていく手続を示しております。

まずは一番左上になるんですけども、調整規則を改正するためについて、まずは理由書や新旧対照表、なぜ今改正をする必要があるのかということを裏づける資料作成が最初に必要で、それに基づいて水産庁と改正内容について事前協議

を行う必要があります。

規則の認可についてなんですけれども、農林水産大臣が認可するものになるんですけれども、規則を制定するのは県であることから、県の法令部局、2つ目、青色の矢印のところになるんですけれども、罰則を設けていて、地方検察庁とも協議を行う必要があって、これらの手続を進めてきました。

現在のところなんですけれども、国から改正理由書案等の事前了承通知が出されているところで、そして漁業法に基づく手続である内水面漁場管理委員会や海版の海区漁業調整委員会に意見を聴く諮問という手続をこれから行っていくところ です。

この手続きの関係法令については、クリップ留めしてある資料2-4に示しております。

漁業法第118条第8項によって、一番下のところに下線を引いてあるんですが、「都道府県知事は、第一項および第二項の規則を制定し、」これは漁業調整規則のことです。「又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」という記載がございます。裏面のところに漁業法の171条に関する文章があるんですけれども、「この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。」とされています。

それぞれの委員会で審議を行って、改正するということが妥当という答えが返された場合に、ようやく事前協議と同じ内容で、国に対して変更認可の申請、いわゆる本申請を行うこととなります。

横長の資料に戻ります。

今後この委員会で答申をいただいて、国に本申請を行って、通知を受けた内容と同じであれば、1か月ほどで認可が下りて県で公布・施行がされるということが大まかな流れとなります。

今日の本題について御紹介させていただきます。

資料2と資料2-2の縦長の資料になります。

今回、資料2のとおり、こちらは諮問文になるんですけれども、福井県から内水面漁場管理委員会宛てに諮問があったところがございます。

内容については、資料2-2の改正の概要、上から2つ目のところに記載しております規則第34条関係の禁止期間を規定する水産動物の一部変更についてとなっております。

この具体的な内容について、資料2-3と資料2-2に沿って御説明させていただきます。

上から3つ目の改正内容について、まず1つ目なんですけれども、規則の第34条第1項の表11および12で、改正前の新旧対照表の右のほうになるんですけれど

も、ここで、あまごの採捕禁止期間規定について定められているんですが、これらを削除するものとなります。この理由としましては、本県はもともとあまごの分布域ではなくて、さらには第五種共同漁業権の対象魚種として設定されているものではありません。また、あまごの資源の利用実態もほとんどなくて、資源保護の必要性が低下しているということが理由でございます。

改正内容の2つ目なんですけれども、規則の第34条第1項の表18および19で、ますとして定められている採捕禁止規定について、これを「さくらます（やまめを含む）」とするものでございます。現在の規則では、表18において、小型個体の保護を目的に周年、1月1日から12月31日まで、全長15センチメートル以下の採捕禁止が定められていまして、表19においては、こちらは産卵個体の保護を目的に、10月1日から翌年の1月31日までの間、全長15センチメートルを超えるますの採捕禁止が定められているものです。これを「さくらます（やまめを含む）」に読み替えるものです。

3つ目については、新旧対照表は裏面に移ります。規則の第34条の第2項に定められている「ます（にじますを除く。）」の卵の採捕禁止規定を「さくらます（やまめを含む。）」に変更するものとなります。

この、ますに関する記述の2つ目と3つ目の改正内容の理由については、ますとして、にじます、あまご、これらを保護対象としてきた規定について、現在の資源の利用実態や過去から福井県はあまごは分布していないということ、これらの実態に即して「さくらます（やまめを含む。）」に限定するものとなっております。

今回の改正案を取りまとめるに当たりましては、県内の全ての内水面漁業協同組合の方、そして遊漁者の代表としまして天谷委員および橋本委員、そして隣接県である岐阜県へ事前に意見照会を実施しておりまして、これらの方いづれから、今回の改正による支障はないという回答を得ているところでございます。また、水産庁との事前協議についても、先ほど説明したとおり既に完了しており、内容についても了承が得られているところです。本委員会で御審議をいただきまして、改正内容について了承をいただきましたら、国へ認可申請の本申請を行うものです。

事務局からの説明は以上となります。

此下会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問や御意見はございますでしょうか。

天谷委員：ちょっと聞き逃したかもしれないんですけど、このまま順調にいけば、いつ頃に最後の赤いところになる感じですか。

事務局：認可申請を、この委員会が終わってから国にするのが5月中にしたいと思っています。その後、大体、標準処理期間が30日とされているので、1か月

ぐらいになるので、6月ぐらいですか。

天谷委員：6月ですか。完了したらレストレーションのみんなに報告できるということですね。大丈夫ですね。

事務局：はい、そうですね。

天谷委員：ありがとうございます。

此下会長：ほかに何か御質問等ありますでしょうか。

それでは、特に質問がないということですので、事務局より説明がありました福井県漁業調整規則の一部改正につきましては、文言の軽微な修正が生じる可能性はありますが、改正内容に異議なしとして県へ答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

此下会長：ありがとうございました。

以上で諮問事項を終わります。

・その他

此下会長：それでは、その他の事項に移ります。

御発言されたい方はいらっしゃいますでしょうか。

田原委員：この前、日本水産学会のシンポジウムで、「内水面における漁協解散後の遊漁、漁場、水産資源の管理の方法を考える」という、そういったシンポジウムがあったんですけど、そこに行ってきて、全国いろんなところで漁協の解散というのが起こってきていて、もちろん資源のこともそうですけど、それが起こるとやっぱり河川の環境が著しく変わっていく。工事とか河川改修というのが、そういった地元の意見も取り入れられないままに進んでいくので、一気に河川環境の改変が進んでいるというような、そういったことを聞いて、隣の滋賀県の石田川漁協とかあそこが解散した後は、風力発電が進んでいるんですけど、そうするとそこも河川があるんですけど、そこは漁協がないので、ほぼそういう意見聴取もなしで進んでいるというか、環境審議会ではあるんですけど、地元のそういった意見が入らないで進んでいるということもあって、漁協があるということがやっぱりすごく遊漁的にも河川環境の維持にも大事だという、そういった内容だったんですけど。

福井県の場合では、今の現状としてそういうことが起こり得るような状況なのか。また、それに対して何かしらそういったことが起こらないように、例えば放流方法とかそういうことも含めて何かそういう対策をしているとか、そういうようなことがもしあれば聞きたいということです。

全国、内水面組合の解散というのは顕著で、特に東北のほうで、さけに依存し

ていたようなところというのは結構、そこはやっぱり親が獲れないので、それで解散していくというようなところが増えてきているようなので。福井県の場合は遊漁だけなので、それほど影響はないのかなと思うんですけど、今日の話の中でもやっぱり組合員の高齢化というのは、どこも抱えている問題だと思うんですけど、いかがでしょうか。

此下会長：水産業協同組合法では、組合員数が20人以下の場合は解散するということになっております。福井県で1つはあるのかな、組合員数がちょっと近いところが。

安達委員：そうやね。

此下会長：1つありますけど、そのほかは健全にやっているように聞いてはおります。それくらいしか私は分らんけれども、ありますか。

安達委員：人数ぎりぎりのところなんかは、隣の組合と合併できないかという話もあるんだけど、大体そういうところは嫌がる。難しいと。その組合がもし解散となった場合はどうしたらいいのかというので、一つは、市町がちゃんと管理するか。何か河川管理者を、資源管理をちゃんとやる後継者をつくれるのならいいけどという話はあったけど、やっぱりそれもなかなか市町ではやらないので、結果的には野放しになってしまうのかなと思う。

だけど、広域の漁協みたいな組織にして。だから一つの組合にのみ込めと言っても難しい場合は、もう少し大きい単位にしてしまうというのも一つの手かもしれないけど。

確かに田原さんの言うように、川の管理、何をするにしても、組合員の言うことを聞きに来なかったら勝手にやられてしまうので、それは困るなというのはありますね。

橋本委員：組合さんが大きくなったら、もしなんですけど、さっきの遊漁券の話じゃないですけど、その所属している川はどこでも釣れるみたいな感じなんですか。

安達委員：だから統一券みたいになるから、広域合併というのはいいのかもしれないけど、なかなか地域地域の何というかな。独自のルールがあるんでね。

橋本委員：組合員は、もう基本的には減少の傾向にある感じなんですか。

安達委員：うちは敦賀河川という組合なんですけど、最大100人ぐらいいたのが今は50人ですね。2分の1になっている。この調子で行くと、大体そういうのは急激に減っていくから。何年か前に組合員の全体の年齢構成を出したときに、平均年齢は60をとっくに超えていたと思う。それから10年たつと多分もう70過ぎているとなると、恐らくあと10年、15年先には20人を切ってくる可能性は十分にある。

田原委員：新規の組合員というのは。

安達委員：だから今やっと、みんなルアーでも解禁して若いのを入れようじゃないとか。友釣りはやっぱり難しいね、若い人は。

橋本委員：そうですね、組合員になるのには条件がすごく厳しいというふうに私たちは聞

いていて、がっつり釣りをしていると、そういうふうになりたいというふうな意識がよぎるときが出てくるんですけど、非常に条件が厳しいということがあるので、ハードルが高いというイメージがあって、若い子たちになるというのはなかなか難しいんだと思います。河川の近くに住んでいないといけないとか、そういう条件もあったりするとお聞きしているので。

此下会長：そうですね。それを打開する方法として、准組合員として九頭竜川はやっていますね。組合員と准組合員を分けて一つのグループにするということ。

先ほど言いましたルアーは、本当に少しでも何かならんかという部分があるんですけども、釣り具が高過ぎる、あゆについては。若い人は、とてもついていけない。何十万もかかるということ。

橋本委員：組合員とか准組合員になれば、私たちのそういうエリアを自分たちが守ろうとか、そういう意識づけは強くなると思うので、今後またいろんな未来も見えてくるのかなとも思うんですけども。

あと、田原先生がおっしゃっていたように、河川環境悪化に対しての抑止力になっているというのが一番すごいことなんだなと思っているので。

此下会長：河川工事をするときは必ず申請書を出していただいています。工事の内容も。あれは絶対必要だと思います。

橋本委員：そうですね。実は私の会社がそういう関係の業務に少し関わっている感じなので、そういう形でいろいろな手続を踏むのに大変なんだよと。ただ、漁協の方とかにも折衝しないといけないんだという形があるので、抑止力になってるのは非常によく、身につまされている感じですので、ぜひとも皆さんには頑張っていたきたいなと思っています。

此下会長：各単協でいろいろ悩みがあると思うんです。組合員の減少とか売上高のこととか、いろいろあると思うんですけど、大体悩みはよく似たものですけど。

田原委員：何か新しい新規の組合員を増やすための、そういう取組とか何かというのはないんですか。

此下会長：先ほどおっしゃっていた地区、地域。福井市なら福井市で生まれたでそこへ入れるんですけど、ほかの人は入れないということで准組合員制度があるんですけども、それだけでは足りないような気がします。もうちょっと門戸を広げられるような。

あゆ釣りも、台湾でやっているとか、それから韓国でやっているとか、そんな人も大野まで、田舎まで国をまたいで来る人もいます。そういうのもあるんですけど、なかなか。

橋本委員：釣り師はそういうものです。私ですらニュージーランドとかアメリカとかに行くので。

此下会長：そうですね、そうですね。

橋本委員：いろいろ海外の方とかが来てくれるような形で、何かインバウンド向けにも何か素敵なことができればいいんですけどね。

此下会長：そうですね。

天谷委員：でも何か環境への意識が今の子供たちって意外と高いというのはありますよね。私たちの時代に比べて、小学校とかで環境教育を結構しているので、そういう子供たちが大きくなったときに、何らかの方法で地域の川も守るとか、何かそっちに持っていけるといいのになというふうに思います。

橋本委員：キッズ組合員みたいな感じで裾野を広げておくみたいな。

此下会長：なかなかこれというものが。

橋本委員：全国的な問題ですよ、基本的には。

田原委員：そうですね。どこもやっぱり各県そういう解散、解散というところが出てきているというのは。

此下会長：3割が順調に行っていて、3割が普通で、3割は赤字ですと。組合として。そういうので赤字はどんどん赤字になる場合もありますので。

橋本委員：そうですね。さっきも言ったんですけども、回らないとどうしようもないことになってくると思うので、ちょっと懸念している感じですかね。

此下会長：私は一番、鵜がこたえています。カワウがね。

橋本委員：そうです。あれは。

此下会長：よろしいですかね。

御意見としては特にないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。

御苦労さまでした。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和8年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会

会 長

議事録署名員

委 員

委 員